丸山作楽の神祇官論について

――雑誌『隨在天神』に注目して―

はじめに

設置が実現する。しかし、 との関わりから考察することにある。そもそも神祇官は応 作楽の神祇官論について、明治二十年代の神祇官興復運動 止される。 神祇官は太政官下の神祇省へと改組し、五年三月には神 論が出され、明治二年七月に太政官外に特立した神祇官の い、幕末以来、多くの国学者や神職によって神祇官の再興 白川と吉田両家がそれぞれ私邸を神祇官代として祭祀や神 仁の乱によって建物が焼失したのち、再興されることなく、 設立運動が神職や国学者らを中心に展開されるのであり、 ・宗教行政を担当する教部省の設置に伴い、 本稿の目的は、 神職支配を行っていた。しかし、国学の興隆などに伴 それ以降、 平田派国学者で貴族院議員も務めた丸山 神祇 再興間もない明治四年八月には 神社のみを担当する行政官衙 神祇省は廃

に一つの決着を見ることとなる。

担当する宗教局とに分れ、明治初年以来の神祇官復興運

務省社寺局が、神社行政を担当する神社局と、宗教事務を 務省社寺局が、神社行政を担当する神社局と、宗教事務を 神祇官の再興運動を推進しており、丸山作楽も貴族院議員 さいて帝国議会において神祇官設置を求める建議案を提出 神祇官の再興運動を推進しており、丸山作楽も貴族院議員 をくに明治二十年代の神祇官興復運動は全国各地の神職有 とくに明治二十年代の神祇官興復運動は全国各地の神職有

案する営みを論じている。その際には明治十四年頃の作成を化する時局に対応するような神祇官官制をその都度、考教を取り巻く状況が変化する中にあってもそれは揺るがず、分離や同二十二年の大日本帝国憲法の公布など、神社や宗分離や同二十二年の大日本帝国憲法の公布など、神社や宗分離や同二十二年の大日本帝国憲法の公布など、神社や宗治を持ちばいる。

ちて、 と思わ 指摘されている。 的だが、その際には、丸山も設立に関与した惟神学会の 変化については、先行研究においても興味深い変化として 二十九年の建議案との間には違いがみられ、二十二年の段 官衙設置ノ建議案」である。 展開を踏まえつつ丸山の神祇官論の変化の生じた理由につ どを掲載する機関誌として機能していたためである。 官国幣社宮司総代事務所と全国神官集議所の録事や通信: るが、この 行していた雑誌『隨在天神』に注目する。詳しくは後述す 口 た神祇官論を提唱している。この七年の間に生じた構想の 宮中と別立する形での神祇官論、 高皇産霊尊から天児屋命と太玉命への勅。「宜しく天津神籬を持 九年の段階では「神籬磐境の神勅」(『日本書紀』にみられる 階では神祇官を宮中内に設ける構想をもっていたが、二十 国議会の貴族院議会に丸山が提出した「神祇ニ関スル独立 る。 1時期の神祇官興復運動との関わりから検討することが目 在天神』 葦原中国に降りて、 今回新たに検討するのは、 れ 神 る「大教官構想」 『隨在天神』は神祇官興復運動を主導していた 祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議」を比較検討して に注目 本稿ではかかる神祇官論の変化について、 亦皇孫の為に齋ひ奉れ」)を基として、 明治二十年代の神祇官興復運 と、 明治二十二年の意見書と明治 明治二十二年作成とされ いわば臣下の立場に立 明治二十九年の第九回帝 動の 発 る な

向を確認する。明治初年以来の

本章では、

明治二十年代の神祇官興復運

動

0

前史として、

神祇行政の変遷と神祇官の復興をめぐる動

わり、 ことが推察されることから、 神祇官復興論の特徴の一端を示すこととなり、 とは単なる丸山個人の思想研究のみならず明治二十年代の 届 13 て検討 けられることで丸山ら惟神学会の考えは全国の神職に伝 神祇官興復運動においても一つの指針となっていた 0 雑誌 『隨在天神』 丸山の神祇官論を検討するこ が全国 0 有志神職らに 当該時期

一、神祇行政の変遷と神祇官復興運動

神道史研究においても資するところがあると考える。

され 神殿 によって神祇官は太政官外に特立を果し、 神祇官が設置される。更に二年七月八日には職員令の には官制改革 神祇官の再興が公式に打ち出された。 の祭政一致の布告であり、 取り組む。その宣言とも言えるのが、 府では、 大政奉還や王政復古の大号令を経て始動した明治 中央—八神、 神祇官は名実ともに再興を果す。再興を果した神祇 旧来の神祇制度の刷新に着手し天皇親政 (政体書)によって太政官七官の一つとし 東座 --天神地 祭政一致の制度を樹立する為に 祇 西座— 同年閏四月二十一 慶応四年三月十三日 - 歴代皇霊 同年十二 の確立に 一月に 維新 制 政

地祇 時代錯 機に、 び 祭祀事務が式部寮に移管し、 であった。 現する構想があり、 とって神祇官再興は祭政一致の具現化には必須であった。 という名称 導者とも共通しており、 における天皇親祭・ 対して、 政官二官制で祭政一 ら平田派国学者と福羽美静ら津和野派国学者との に改組され 官ではあっ 社寺行政)を所管することとなった ていった。 致 並八 :両座が宮中に遷座され、 それと併行するように神 観 祇官廃止 誤の制 神 神祇官→ 0 八神殿は一 当時 相 一祇省に改組され、 たが、 が 福羽らの構想は、 違がある。 以降 消 五年三月二十三日には神祇省が 度 神祇行政を担当していた福羽らには宮中神殿 この一連の 滅し神 五年十一月二十五日には合併され、 神祇省→教部省へと神祇官衙は軌道修正 几 組織を改正する必要を感じていた政府指 彼等にとって神祇官祭祀は不要のもの 親政体制の確立によって祭政 致国家を樹立する構 年八月八日には、 教部省 矢野らには古代律令制 一殿と称され 明治四年七月十四日 官制改革の背景には、 更に五年三 宮中祭祀が拡充される。 大教院 祇省鎮座 教部省では宗教事務 中央集権国家の た (宮中三殿 (第一次祭教分離)。 月十 太政官 の皇霊と天神地 教導職という神仏合 想があり、 厄 日には 所管し 0 0 の原型の完成)。 建設を急ぎ、 神 廃藩置県を |祇官 矢野玄道 間 制 致を実 彼らに (教法及 教部省 てい の祭政 八神殿 0 祇 成 た ま z 並

> しく、 たが 7 が黙認された。 四日には切支丹宗禁制の高札が撤去され、 白する傾向が強いものであった。 教化とそれを管轄する神祇官の復興による祭政教 を主導にその復興運 職にすれ 太政官二官 同 くっく 0 形による大教宣布 それらを概括すると、 政府は政教分離政策を促進する。 即ち、 には神祇 制による伝統的祭政一 その経済的援助は打ち切られ、 官の 神祇行政では全国の民社と国とが分離され 廃 動が展開 運動 止は考えられないものであ が始まるの 国学者や神職たちが 多くの建白書が作成さ 致を志向する国学者や神 しかし、 であ 国家の宗 明治六年二 事実上その 彼等の運動も空 いるが、 等級も 神道 ŋ 祀 月二十 致 祇 性は 信 を建 官 玉 n

争である。 祭神を巡り がある。 もはや名ばかりとなりつつあった」のである。住職と同様であるとされた。「民社の「国家の 神道事務局 た教部 は大教院は事実上解散 局が の口 教分離政 の僧侶たちがい 社寺行政を担当するようになる。 達が出された。 省は明治十年一 策の促進に影響を及ぼした勢力の一 神 が神道教導職の中心地となったが、 道界内 る。 部 月十 かくて当初の存在目的を全く喪失し Ļ 彼らの活動 で一大論争が生じる。 同年十一月二十七日には信教 H に廃され、 の結果、 大教院の解散後 明治 以 それが祭神論 降、 つに浄 その神殿 政府による 八 内 年 _務省社 $\overline{\mathcal{H}}$ 月に 白 真

宗

政

由

寺

寸

動が あり、 が出される。 教分離)。 禁止され、 治十五年一月二十四日、「神官教導職分離、葬儀不関与」 省)に持たせる結果となり、それが主たる原因となって明 祭神ニ及ハシムルノ恐ナキニ非ス」との懸念を政府 える運動であり、 治十七年から二十三年にかけて祭教分離を徹底する為の運 とも問題であった。 に社寺局において「祭」祀機関たる神宮以下官国幣社と、 の法令には「但府県社以下神官ハ当分従前之通」と但書が の神官は宗教活動(教導職としての教化活動と神葬祭執行) の内務省達が出された。この法令によって神宮と官国幣社 所ノ祭神ヲ引テ即其宗教本尊トナシ宗教忿争ノ禍ヲシテ其 るということで決着を見るのであるが、「朝憲ヲ以テ祀ル で生じた教義論争、「主斎神」を巡った論争であったと言 (田中頼庸等)と出雲派(千家尊福等)を中心として神道内部 祭神論争とは、 展開される。 導機関を兼ねた民社の管理が併せて行われていたこ 民社の神職は依然教導職兼補とされた事である。 更に明治十七年には「神仏教導職制度の廃止 神社 しかし、ここで問題となったのが明治十五年 結果として、神道教導職は宮中三殿を遙 「祭」祀に専念する事となった これ 神道事務局の神殿を舞台として、 概ね二つの方向で展開した。一つが民社 かかる祭教の混乱を解消する為に、 は 「「第三次」の祭教分離」とも言 (第二次祭 伊勢派 (内務 明 更

> ある。 為に活動している。また、この二つの運動は同時並行で展 となった神宮・官国幣社のみを所管する神祇官衙 を廃止してそれらを神祇官管理にすべきことを建白してい ヲ再興シ府県社以 宮宮司の到津公誼ら四名によって出された建白書 もされた。例えば明治十七年六月二十八日に大分県宇佐神 を併せて管轄する機関としての神祇官の復興を求めること 開され、民社神職の教導職兼補を廃止することで全国神社 家は明治十七年から二十三年にかけて継続的にその実現の 意見が出される。その提唱者の一人が千家尊福であり、 の神職による教導職返上であり、 では、 後者については、社格に応じて神社の管轄官衙を分 神宮・官国幣社を宮中・宮内省の管轄とすべしとの 神祇官を再興し、府県社以下神官の教導職兼 下神官ノ教導職兼補ヲ被廃度儀 もう一つが「 0 配二付 設立で 0)

要性を説くものが散見されるようになる。

要性を説くものが散見されるようになる。

要性を説くものが散見されるようになる。

要性を説くものが散見されるようになる。

以上、見てきたように神祇官の復興運動は明治初年以来、以上、見てきたように神祇官の復興運動は明治初年以来、

る。

二、丸山作楽の神祇官論――帝国議会開設まで

懷を爽快ならしめぬ」とあり、 によつて日本人の眞正を知り、 は日本書紀を渉獵して國體を維持せんと志し、古事記三巻 期待を寄せていたという。 ことに始まる。学事に専念した丸山は、 との関係は、 宣嘉や平田 として活動する。 田鐵胤 究によって、丸山の思想的基盤は形成されたと言える。 を認められるようになり、 原藩別邸に、 していく。丸山は天保十一年十月三日に江戸にある肥前島 て丸山正彦 に丸山作楽と神祇官の関わり、 《行政の変遷と神祇官復興運動について確認してきた。 これまで明治二十年代の神祇官興復運動 ・延胤父子を補佐する為に文久三年頃より尊攘志士 同門の 『丸山作樂傳』に準拠して履歴を辿りつつ確認 安政五年六月二十一日に平田鐡胤に入門した 島原藩士・正直の長男として生まれた。 その活動の中で朝廷内の尊攘派 角田忠行と関係を深めた。 丸山が後年述懐した言葉に 鐡胤も篤胤の学を継ぐ者として この平田門における国 萬葉集二十巻を諷詠して襟 そしてその神 次第に門下で実力 に至るまでの神 祇官論につい 0 |典研 神道 平 次

となった澤宣嘉の計らいで自由の身となり、更に澤の知遇魁の獄に拘束されていた丸山であったが、長崎裁判所総督尊攘志士としての過激な活動の結果、慶応二年十一月に

n

小倉秋田两藩の兵を率ゐて、

朝鮮の罪を鳴さむと計畫

楽自ら参謀とな

格。

その後、

外務省内で問題となっていた征韓論に傾斜

|栖川宮を總督とし澤外務卿を副とし作

両者の関系は屋くともこの寺に始まったものと思われる。両者の関系は屋くともこの寺に始まったものと思われる。後に、祭神論争を調停すべく丸山は岩倉に進言するのだが、た輩・矢野玄道と共に当時大阪に居た岩倉具視に招集され、ととなる。翌二年二月、京都に赴いた丸山は、平田同門のととなる。翌二年二月、京都に赴いた丸山は、平田同門のととなる。翌二年二月、京都に赴いた丸山は、平田同門のととなる。翌二年二月、京都に赴いたものと思われる。後年で、長崎裁判所に召され、以降新政府の役人として活を得て、長崎裁判所に召され、以降新政府の役人として活を得て、長崎裁判所に召され、以降新政府の役人として活

たとされているが、当時の活動について『丸山作樂傳』 九日、樺太出張の解任。 当官を以て樺太へ出張し対露間で国境談判。 集議院下局次官。 すると、同月二十一日、公議所副議長心得。七月十一日 は特に記述がなく不明瞭となっている。 教導局を兼務した。 には当官を以て制度取調御用掛並びに大学校御用掛となり に東京に赴き徴士として神祇官権判事に召され、六月九日 両者の関係は遅くともこの時に始まったものと思われる。 元綱とともに神祇官の太政官からの独立に向けた活動をし 岩倉に太政官の制度取調を依嘱された丸山は、 同年八月十一日、 神祇官権判事として常世長胤や三輪田 同年十一月二日、 外務大丞。九月十三日 以降の官歴を祖 外務権大丞に降 翌三年七月十 同年五月

174

言(25) 論争は 田直助 発議したのが丸山であった可能性も指摘されている。 本格的に祭神論争の調停に着手したとされている。 来の知己である岩倉に進言したことが契機となり、 た作楽が着手したのが祭神論争の調停であ その後丸山は、 という嫌疑を受けていたという。 Ļ 明治十四年二月四日に政府に提出したのが「大教官設置建 勅裁決定に反対した千家への説得活動も丸山を中心に行わ 通じて神宮教院より教務辦理を依嘱されている。 動に際しては、 から姿を消す。 の上終身禁錮の判決を受け、その後十年近く歴史の表舞台 有之」として一斉に拘禁され、 預かりの身となった。 た為か、 ようやく同意した千家と、 暴發の である 「天裁」を以て終結されたが、その祭神勅裁決定を 明治四年三月二十二日に丸山は拘束され、 小河一敏ら主だった平田 期近きにあり」(『丸山作樂傳』 一二〇―一二一 神宮と関係していた藤岡好古や深江遠廣を 明治十三年一月七日に特典を以て釈放され 明治五年四月二十三日には司法省にて除族 同日、 丸山 各々藩御預け処分を受けた。 田 この征韓論の嫌疑を受け の 中頼庸の二人が連署して 派国学者が「御不審 他にも角田、矢野、 b, 明治初年以 なお祭神 調停活 政府が 福井藩 頁

の建言書、 大教は共に天皇の大権であり、 並 びに大教官構想は 丸 山 大教官とは天皇が大 が立案したも ので

由

明

治日

報

太田実、

あり、 れる。 同列のものであり、天皇の下の祭政教一致の確立 させようと考えていた。 ら神道界の指導者層が教導職を以て、 スト教意識から国民教導を重視していた事や、 事を鑑みる必要があろう。神宮の代表格たる田中が 宮より教務辦理を依嘱され祭神論争の調停に従事してい れたのである。 けに置くために神道=大教=非宗教 全ての神官は教導職を兼ねた上で、大教官の管轄下に置 更に第十四条では、教導職と神官の一致を規定してい 教導の管轄と、 各教各派 教を挙行する機関であるとしている。 儀式・ と大教官の設立を建白しているのである。 天皇の下の祭政教一致の確立が大教官構想の内容で 政教分離政策が推進される中で神道を国教的位置付 を管轄し、その長官である大教伯の職掌に神官 神祇・山陵・社寺・教部・文部 教導職と神官の一致については、 更に他の諸教の教導の管轄が含まれている。 丸山の大教官構想もそれら建白と その大教官では「 国教たる神道を布 (超宗教的 神官・ 田中・千家 国教 丸山 (神道 対キリ とさ が た 国 神 か

を移す。明治十四年四月に、石井瀧治、 民権運動に対抗、 祭神論争の調停が終わると、 関謙之らとともに忠愛社を創設し、 を発刊 漸進主義的政治論を多く主張している。 紙面 では当時盛んとなって 丸山は政治活動に活 吉岡徳明、 七月に 大関克、 躍 た自 0 場

ものであるといえる

三三二号)で廃刊となっ

うな言説は 構想とは違い神道を大教 宛てに提出しており、 Ш 定に貢献している。 室制度取調掛に任じられ皇室典範及び大日本帝 編纂などを担当してした。二十年五月 (図書頭は井上毅)。 は 年間の洋行をする許可を得て元老院技官の海江 明治十九年三月二日、 の管轄 欧州に渡り、 「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議」を内大臣三条実美 この意見書の中で示された神祇官論では、 ば 見 解消されてい 5 n ない。 各国の帝室制度を調査する。 図書助としての丸山 典範並びに憲法が公布された直後に丸 政 また、 府内 丸山 (=非宗教=国教) る。 .部で神祇官興復運 は宮内省図書助に これらは明治十 大教官構想に見ら 日には [は歴代の御 と位置付けるよ 五年 動 国憲法 帰 在 任官する れ 国 田 官のまま 大教官 た教導 1信義と 後、 系 関与し 0 制

> 玉 0

され 教 + る神祇官論を提示してい 外の自 几 たものと思われる。 H 天皇・宮中祭祀 曲 0 iを保障 神官教導 した大日本帝国憲法の 職分離、 神 る点では、 しかしながら、 祇官祭祀 葬儀不 -関与_ 大教官構想と共通した 制 神社祭祀を連関させ 定に 神祇官を宮中 0) 対応 内 務省達 心して P 信

官 作った素案を丸山作楽が修正して作成されたもので、®) ために、 変化を見ていくにあたり、 の神祇官興復運動と丸山作楽との関わり、 議を経てその 祭祀と神社祭祀の結合を図るとともに、 見書は、 を総理大臣、 井友実、 九月には佐佐木、 のある人々と共に、 運動は [議会が開 その後、 国幣社保存金制度を否定する側面もみられる。 成功せず明治二十三年十一 丸山 国重正文らが連署して 丸山 設され 帝国議会の開設迄に神祇官の復興を実現させる 各大臣、 承認を得ることが必須となる。 :の養子・丸山正彦と神宮主典の今井清 は佐佐木高行 作楽、 る。 政府内部で運動を展開する。 以 枢密院議長に提出している。 降、 海江田 次章にて当該運動 神祇官 (枢密顧問官) 一神祇院を興すべき理 千家尊 月二十九日に第一 0 復 興は 明治二十 福、 など神道に関 その神祇官論 明治二十年代 帝 佐野常民、 0 概要を確認 玉 結局、 -年制定 二十三年 議 この意 会の 彦 П 審 帝

三、明治二十年代の神祇官興復運

明である)が全国的規模となった背景については、明である)が全国的規模となった背景については、「興復」としたのは、「精神としては旧神祇官のそれを継承「興復」としたのは、「精神としては旧神祇官のそれを継承「興復」としたのは、「精神としては旧神祇官のそれを継承の復興を求める運動は神祇官「興復」運動と称される。明治二十年代の神祇官明治二十年代の神祇官

神道を維新当初の状況に戻すためには、少なくとも国神道を維新当初の状況に戻すためには、少なくとも国家の機構を改めて、神祇官を興復し、そこを拠点としなければ、神道も日本精神も亡ぶるとの危機感が生しなければ、神道も日本精神も亡ぶるとの危機感が生に九州の神職が西海連合会を組織して、各地の神道年に九州の神職が西海連合会を組織して、全国的な神社人に訴えると強い共感をよびおこして、全国的な神社人に訴えると強い共感をよびおこして、全国的な神社人に訴えると強い共感をよびおこして、全国的な神社人に訴えると強い共感をよびおこして、全国的な神社が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断が、上からの命を持たずして、自主的に全国的な横断が、上がらの命を待たずして、自主的によりない。

は既に明治十二年頃には曖昧となっていたが、明治二十年と説明されている。前述のように民社の「国家の宗祀」性

三月十七日に官国幣社保存金制度が実施され、(伊勢の神宮と靖國神社を除く)全国の官国幣社と国家との経済的関係のと靖國神社を除く)全国の官国幣社と国家との経済的関係のと靖國神社を除く)全国の官国幣社と国家との経済的関係のと靖國神社を除く)全国の官国幣社と国家との経済的関係のに対する、神職や神道関係者の「危機」感がある。この宗別には、神社の「国家の宗祀」性の形骸化を促進する政府に対する、神職や神道関係者の「危機」感がある。この宗別が高い、神社の「国家の宗祀」性の形骸化を促進する政府に対する、神職や神道関係者の「危機」感がある。この宗教条例の噂が立つと、民社神職の教導職返上による神祇官の興復を果たす為の運動が本格化する。

(8) 神祇官興復運動の概要を整理すると以下のようになる。神祇官興復運動の概要を整理すると以下のようになる。神祇官興復運動の概要を整理すると以下のようになる。神祇官興復運動の概要を整理すると以下のようになる。神祇官興復運動の概要を整理すると以下のようになる。

三月八日にかけて開催された。 口 帝 議 会は明治二十三 年十 二十四年一 月二十 月には在京有志 九 H か 5 翌年

挙げられ

る。 意も得るなど神祇官設立に関する建議の提出も目前に迫 ることで意見がまとまり、 案であった神祇官の設置場所についても宮中から独立させ となって神祇官の える陳情書を配 惣代及全国 も大きく、 なることを懸念したものであったが、その反対意見の るとの印象を諸 ていたが、青木周蔵外務大臣などによる反対意見が出され 青木の 神祇官設立に関する建議の提出は実現しなか 反対は神祇官を設置することで神道を国教化 .神官有志総代が代議士に神祇官設置 布し、 外国に持たせ、 復興に向けた活動を継続 貴族院でも勅選議 西郷内大臣をはじめ各大臣 不平等条約の改正 買の して行 丸山 の必要を訴 『作楽が、 が 0 困)効果 難 0 主

ことが実現しなかったが、 議事に上らなかった。 されるも、 者を得て、 了後には、 議会が終了し、議事に上ることはなかった。 **麿らによって神祇官復興の上奏案が提出されるも、** 動を牽引する 動が継続して行われる。 以降の第二 衆議院、 指導団体である壬辰組が結成され、 予算案などで議論が紛糾し、 回 (詳しくは後述)。 第三回帝国議会でも代議士に対する説 貴族院ともに神祇官設置上奏案が提 以 降 第三議会では衆議院で吉岡倭文 日清戦争の終結したのちの第九 0 議会でも神祇官 第四議会では多数の 神祇官につい 第三議会の終 が議事に 神祇官 同 ては 賛 復 日 成 得

運

活

た。

らも看取されよう。 ず、 内務省としては神祇官設置への賛同者の多い 阪本是丸氏がすでに指摘しているように、神社局の設置は 神職らにとっては多年の宿望を達成する事であった。 は依然として重いままであった。 同 局を設置することで便宜を図ることを企図していたのであ 合することや、 かなものであったが、 のは第十四回帝国議会であった。 活動が功を奏し、 官の官制の発布や経費の提案など政府による対応は見られ 成者を得て可決されるに至った。 祇官復興に関する建議案が提出され議題に上り、 山作楽と根岸武香の提案によって賛成者九十七人を以て神 П 帯 |時期に社寺局に勤めていた清水澄が後年述懐した言葉か ・提案によって賛成者八十二人を以て、 決して神社局の設置に積極的ではなかった。それは、 大津や丸山が議会で質問することもあったが政府 会にて衆議院にお 当時煩雑となっていた宗教業務に対し宗教 新設の神社局の予算案が議会を通過した 社寺局から神社局が独立したことは Ŋ て、 しかし、 早川龍介や大津淳 政府当局へ 部局の経費としては僅 貴族院にお 可決以降も神祇 帝国議会に迎 の地道な説得 多数の賛 かいて丸 なお 郎ら 0 腰

る

官

祖

族院議員に勅任される。 帝国議会の 以上が、 開 明治二十年代 設 に伴 1, 議員として最も尽力したのは神祇 丸山も元老院議官から帝 の神祇官興復運動の概要である。 国 [議会貴

> 案⑩に について惟神学会の発行していた雑誌 見られなかったものである。 ような神祇官論は大教官構想や明治二十二年の意見書には 神地祇ヲ祭リテ聖躬ヲ億万歳ニ奉祝スル者ニシテ其法ヲ天 神座ナリ磐境ハ神壇ナリ是レ中臣斎部 には日本書紀の「神籬磐境の神勅」が引用され、「神籬 祇官の設置が建議されている。 明治二十九年三月十七日の第九回帝国議会で根岸武香と共 のように貴族院で建議の提出と賛同者の獲得に努めてお に周 の再 ノ天上ニ在リテ宝祚ヲ無窮ニ擁護スルニ取ル者ナリ 貴族院に提出した「神祇ニ関スル独立官衙設置 「臣下」の立場からの神祇官論が提唱されている。 ノ権輿実ニ此ニ在リ」と注意書きがあり、 では、 知されていたという 興であり、 一神籬磐境ノ大詔」を基に宮中とは独立 世 間 では 「丸山 (『丸山作樂傳』二三三頁)。 次章にてこの神祇官論 建議書に付された「理 の神祇官論」 『隨在天神』を用 ノ二神カ八神及ヒ天 古典考証によ と呼ば の変化 した神 ノ建議 ħ る

官

四 丸山作楽と惟神学会 神祇官論変化 0

て検討したい。

や深江遠廣が関与している。 学会が刊行してい 雜誌 隨 在天神』 た雑誌である。 は明治二十三年五月に設立され 深江 惟神学会の設立には (天保十四年 明治二十 た惟 丸 Ш

二史学協会ヲ起シ神国ノ神国タル所以ヲ講シ皇道ヲ明ニセ 散見される。さて、惟神学会の設立大意には、「我ガ儕先 学んだ神道家である。 目的に明治十五年に組織した史学協会(丸山が幹事長に就任 テ精神トシ此ニ是ノ学会ヲ設立」したとあり、 自ラ政教党派ノ外ニ立チ聖旨ヲ遵奉シ国権ヲ恢弘スルヲ以 止スル能ハス其ノ昔日ノ志業ヲ貫徹セムト欲シ同志相謀リ ムト期シタルモ時期尚ホ到ラサリシヲ如何セム今ヤ感慨黙 関係であったと思われ、 つ年上と年も近く、郷里も近かったこともあってか親しい つとめ、司法省での役人にもなっている。 は肥 前 平戸藩士の出身で本居豊頴や矢野玄道らの下で 維新後は京都の平野神社禰宜なども 『丸山作樂傳』にも深江のことが 丸山から見て三 国史編纂を

ことが一因と思われる。但し、惟神学会の事務はが神祇官興復に向けた活動の中心地としても機能 と目的の共通した組織であることが分かる。 に移転された理由は示されていないが、 町五丁目八番地の皇典講究所内に移転される。 江遠廣や、 田町二丁目 いて全国 置かれていたが、 惟神学会の事務所は当初、芝区西久保櫻川町十一 [の官社 作楽の -番地 門下 明治二十三年八月には東京市麴町 民社の神職との関係が密接な皇典講究所 0) 仮事務所で扱ってい 金子磐臣の住所と同じである 惟神学会の事務は麴町区永 維持運営の る。 当該地 皇典講究所 していた 面 番 区 は深 にお 飯田 地に

社会上の事

(は申すに及はず支那印度及び泰西の学術と雖も其の

柄と雖も時としては之を議論すると

共に

我か宝

張し目下眼前に横はれる我か大道に関する問題

としては最終号となる一五五号社告には

「従来の紙面を拡

ハ勿論政治

もに、 発行所を従前の惟神学会から斯道舘に改めている。 宅が惟神学会事務所となっていたようである。 居に応じて惟神学会の住所も移転することから、 される。 治二十四年十二月には永田 一十五年五月には記事の改良、 事務所が皇典講究所から麴町区一番町五番 同住所は深江遠廣と同じ住所で、 町 の仮事務所が廃止されるとと 充実を図り『隨在天神』 以降、 なお、 深江 深江 地に移 明治 の 0 Á

えられるようになる(『会通雑誌』 ろより時局に対応できるように紙面を改良する必要性が唱 明治二十三年五月、帝国議会の開会を約半年後に控えたこ る) などの録事、詩歌、 講究所及び神道事務局 明治二十九年二月二十五日の二四二号によって終了し 刊され(一五六号)、中心人物たる深江が病床に臥したため 『会通雑誌』を改題する形で明治二十三年七月十二日に創 『皇国』と改題される。前身の『会通雑誌』は社説と皇典 惟神学会が発行していた雑誌 (明治十九年に教派神道の神道本局とな 寄書などを掲載する雑誌であった。 百五十一号)。 『隨在天神』 「会通雑 は、 前 身 0

述する壬辰組の事務所も同地に置かれていた。

身の より 好意に酬 山作楽の養子である丸山正彦が担当している。(%) とす」とあり、 考証ハ精確を旨とし、文辞は巧妙を択ひ詠歌ハ秀逸を採り、 たらむと欲す。 ひ其の名を改むと雖も、其の主義精神に至りては終始一 きて「隨在天神」と改め警醒を勉めたりしが、こたび も回復しなかったことから、『隨在天神』は二百四十三号 それまで深江が担当していた考証や講義といった項目は丸 れた理由が分かる。ちなみに明治二十八年の秋ごろより 取り上げることを宣言しており、 する所の学理を探り之を掲載して以て本誌の光彩を益さん 「皇国」と改題し読者諸君に見えむとす。 皇国」と号し元服して、是れより学術上独立独歩の成丁 隨在天神」―筆者註)は幼児の通称のみ、今や既に長して 「本誌始め「会通雑誌」と名け読者諸君の愛顧を蒙り、 隨在天神』 貫していることを断わった上で、「彼れ(「会通雑誌」と 「会通雑誌 『皇国』と改題する。同号の論説 周到を勉め、 尊王、愛国の大義に外ならさるなり」と編集方針 か 編集の中心人物であった深江が病床に臥し、 国家に対する責務を尽さむと欲す」とし、 新たに政治社会上の事柄についても誌面 (中略) 今や皇国と改め議論は斬新を期し、 『隨在天神』から一層学術面を強化する 益々本紙特得の精彩を発揮し、 『隨在天神』へと改めら 「改題の趣旨」には かくの如く三た 深江の病状 前 貫 ば

予定にあることを唱えてい

なったが、翌月から両組織の録事や通信に代事務所ならびに全国神官集議所が合併 理由を説明している。 ノ輿論ニ訴ントスルナリ」と『隨在天神』を機関誌とする 社会ノ精神ヲ述ベ神道ノ神道タル所以ヲモ発揚シ以テ上下 誌ナリ」と雑誌の性格を説き、「此雑誌ヲ機関トシテ吾人 ヲ企テ随テ其目的ヲ全国ニ知ラシメンガ為設ケラレタル雑 ズトモ之ヲ取扱ヒ得セシムル目的ヲ以テ惟神学会ナル 官ニテ専ラ国家礼典ニ関スル冠婚葬祭ヲ教へ且教導職ニ その説明には 議題の一つに の手段を議論することを目的に開催された神道大会議での ついてみてみると、明治二十三年八月、神祇官設立の 多くみられる。 同時進行で展開していた神祇官興復運動についての 告する記事が多く紙面を割いている点が特徴的で、 事柄も掲載することとしている。 「此雑誌ハ粗御承知モアランカ丸山元老院議 「惟神ト云フ雑誌ヲ機関トスル事」がある は前身の『会通雑誌』に比べ政治社会上 『隨在天神』と神祇官興復運動 明治二十四年四月に官国幣社宮司 特に帝国 [議会の動向を報 の関 わりに 記事も 議会と E ため 非 0

する。 で

頼

掲載されることとなる。

以降

『隨在天神』

は運動

0

翌月から両組織の録事や通信が『隨在天神』

運

動

0

中

況を全国の神官神職に伝える雑誌として機能

隨在天神』の内容について、設立に関与した井上

世に各砦各壘のことに過ぎず。全軍の状形を報道する者は、 他我がかむながらあるのみ。我が同胞諸軍の気脈を貫通す を増進せしめ、我が唯神の戦術を演じ、万馬往来満天下の志 士振て此の挙を翼賛し、此の機関をして更に一層の運転力 を増進せしめ、我が唯神の戦術を演じ、万馬往来満天下の志 を増進せしめ、我が唯神の戦術を演じ、万馬往来満天下の志 を増進せしめ、まが唯神の戦術を演じ、万馬往来満天下の志 を増進せしめ。とに過ぎず。全軍の状形を報道する者は、 して満天下の志士に望み、併せて此の機関の益鋭利なら を増進せしめ。とに過ぎず。全軍の状形を報道する者は、

る神祇官関係の論説や考証を抽出すると以下の通りとなる。 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官徴」には記紀や (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官で (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官設置の必要性を示唆 した神祇官論を唱えている。『隨在天神』誌上に確認でき した神祇官論を唱えている。『随在天神』は上に確認でき した神祇官論を唱えている。『随在天神』は、第二十三年 (明治二十三年十一月五日)の論説「神祇官改置の必要性を示唆 した神祇官論を唱えている。『随在天神』は、明治に関して論 は、明治に関いて神祇官と (明治に対し、明治に関いて神祇官と (明治に関いて神祇官と (明治に関いて (明治に関いで (明治に関いて (明治に関いて (明治に関いで (明治に関いて (明治に関いで (明治に関いで (明治に関いて (明治に関いで (明治に関いで (明治に関いで (明治に関いで (

•無記名「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議ニ擬ス」

- (一六一号、論説、明治二十三年十月五日
- 無記名「神祇官徴」(一六三号、論説、明治二十三年十
- 無記名「神祇喜八神考一(一六四号、論党、明台二十三治二十三年十一月五日)無記名「神祇官二関スル希望」(一六三号、論説、明
- 無記名「神祇官八神考」(一六四号、論説、明治二十三
- 無記名「神祇官徴拾遺」(一六四号、論説、明治二十三
- 专三月五日)专山景通「神籬所在考」(一七一号、考証、明治二十四
- 月五日)同「神籬御正躰考」(一七一号、考証、明治二十四年三
- 三月五日)同「神籬御正躰餘考」(一七一号、考証、明治二十四年
- 青山景通「天津神籬考」(一七三号、考証、明治二十四
- 五月五日) 無記名「神祇伯略考」(一七五号、考証、明治二十四年
- 二十四年六月五日)

このうち、青山景通「天津神籬斎主考」では明治初期に

た。このようにいる。なお、青点 事がほとんど見られなくなるという特徴がある。 治二十五年以降は、 玉命の二神の後職者であり、 は確認できるものの、 の欄で神祇官に関する考証を積み重ねていた。ただし、 を根拠に、 すべきことを唱えている。その際には「神籬磐境の神勅 宮中神殿に遷された八神殿を別所に造営し、 現在の内閣諸侯が神勅にみられる天児屋命と太 青山は 『隨在天神』では創刊当初より論説や考証 神祇官興復運動の情勢を報告する記事 『隨在天神』の編集者の一人でもあ 論説や考証の欄では神祇官関係の記 祭祀の重任を負うものとして 神祇官を復

明

されている。 県ノ選挙区ニ於テ之ヲ選挙セシム其ノ選挙区及各選挙区ニ 賛意を表するものが大半であったようで、 その反応はおおむね良好で法律や経済に詳しい代議士でも ある通り、 於テ選挙スヘキ定員ハ此ノ法律 地方でも展開していた。明治二十二年二月十一日制定の 後には新出の代議士に対する説得も行われ、その活動は各 のもとを訪れ神祇官の設置の必須なることを説いていたが 徴の一つに代議士への説得活動がある。 衆議院議員選挙法」には第一条に「衆議院 さて、前述のように明治二十年代の神祇官興復運動の 衆議院議員 帝国議会の閉会中、 (代議士 ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム」 は各道府県に 選挙区に戻った代議士へ 神職有志は代議士 帝国議会の終了 ジノ議員 おいて選出 ハ各府 لح 特

面

して、 地方での るわない の説得活動は各地方の神職が行っており、 説得活動の盛んな地域では賛成者が多く、 説得活動の徹底が神祇官設置に向けて必須とされ 地域では賛成者を得るのが困難であったようで、 神祇官設置 活動の 振 関

編纂に井上頼囶、 庶務に深江遠廣と池永静馬、 見解を記した説明書を編纂している。 研究会は壬辰組事務所 る意見の統一を図るべく研究会を定期的に開催してい 代議士への説得を盛んに行っている。また、 議を通し、その設置を実現化するために組織された組織 ことを受け、来る第四回帝国議会で神祇官設置に関する建 の上奏案が提出されるも議事に上ることは実現しなかった であった。壬辰組は、 この代議士への説得活動を積極的に展開したのが壬 々であった。 (のちに月曜日にも実施)で開かれ、 庶務に深江がいたことから壬辰組の事務 宮地厳夫、 第三回帝国議会において神祇官復 (惟神学会事務所と同地)で毎週木曜 会計に秋山光條と芳賀真咲 鹿島則泰、下田義天類という 神祇官に関する統 壬辰組の組織員は 神祇官に関 辰 所 組

H

の神職に配布することで同

その統

見解を印

彼らは研究会を重

志者の獲得に努めている。(3)

たとえば、第三回帝国議会に神

刷して貴衆両院議員や全国各地

ねて神祇官に関する統一見解を作成し、 が惟神学会内に置かれたと推察される。

祇官設置に関する上奏案が提出されたことを通 けせて、 二向 事アリテハ遺憾ノ至リニ付吾輩等協同シテ此事ニ 住ノ有志諸 ル テ之ヲ学理 材料 胞 研 尼同国 究ヲ盡シ と各代 次 ラ蒐メ説明書ヲ作リ此際之ヲ各府県ノ各選挙 のような一書を各地方の神職らに送って 民 君ト共ニ議会閉場ノ此時間ニ於テ予メ十分 議士ニ輸リ以テ其参考ニ供シ而メ選挙 ノ代議 諮 ヒ歴史ニ質シ輿論 士ニシテ万 Þ 異議 向 如キアラバ ラ唱 フ所ヲ益 知 フ する ル 虀 ガ 61 勗 文 る。 のに 関 如 在 Ŕ キ ス ナ X

クニシテ賢所

ハ、皇上ノ親シク皇祖ニ事へ奉リ給フ

所

ラシ

メ以テ国民一致ノ志操ヲ表明セシメント

ス60

略

あり、 辰組 とが実現せず、 四議会終了後も継続してい 演説などを通じて賛同者の獲得を進めている。 新出議員の賛成を得ることが難事となっていたようである 地から賛助金が寄せられ 神道でも神宮教や大社教の教会で協力するところもあ 輿論を一 辰組報告 の構成員は各地で開催される神職の連合会にも出席 辰 組 壬辰組には 層強 によ 書にあるように壬辰組は、 (固にすることが必要であると考えてい る (下田義天類編 当初賛意を表明していた議員が再選せず、 統 全国の官社、 見 解 ている。 がい るが 明治二十五年)と かなるものであ 民社や皇典講究分所、 なお、 なかなか議 神祇官の設置に向 壬辰組の活動は第 題に上 「壬辰 その 0 た た。 一がるこ 成 0 組 り各 教派 けて か 壬:

統

辰

組

0

たことを鑑

究録』 皇祖 宝祚ノ無窮ヲ祈ラシムル ナリ」と断 では八神殿と賢所との関係につい 神勅ヤ、 (丹治経 ŋ 雄編、 即臣下ヲシテ皇室ノ為ニ神祇ヲ齋キ、 神籬磐境の神勅 明治二十五年) ノ道ヲ授ケ給ヘル者ナリ。 から て、 の引用に続けて、 窺い 其 ジ起 知 れ 源素 る。 斯 そ 日 以 此. IJ Ò 加 別 中

奉ル所ニシテ、 神殿ハ、臣下ノ皇室ノ為ニ神祇ニ奉仕シ宝祚ノ無窮ヲ祈 的に推 是レ神祇官設立ノ建議、 による神祇官論については、 このような神祇官論を壬辰組 集の 天皇の祭祀と臣下の祭祀の違いを明弁して運 神殿ト称シ、 八祇 進し 中心であった深 が、 (ママー神) 其ノ由来スル所大ニ別ナリ た役割は 惟神学会設立者の一人で雑 遂二賢所ト御同所ニ移サレタ |軽視できないだろう」と指摘 殿 江 て、 続々トシテ絶ヘサル所以ナ グノ称 が 臣下の立 光壬辰 宮中賢所 ヲ廃シ、 すでに佐々木聖使氏 組 の誰が構想したも 場に立ち、 の庶務を担 天神地祇 (内侍所 誌 略) 神祇官設 この壬 と神 今世 隨 1 ij 在 Ŏ 動 合 天 か 7 祇 が

辰組 くう る。 66 置の必要性を八神殿奉斎の観点から強調している。 定かではない かにし、 官の位置づけの違いを歴史的かつ理論的根拠を示して明ら と両者の違いを明確に指摘、 祀リテ、 至リテ、 特に神祇官復興運動におい 事務所が惟神学会事務所内に置かれてい

での天皇祭祀に対する、「神籬磐境の神勅」によった神祇 会に提出した「神祇官復興の上奏案」には神祇官を復興す 士に伝えられ、 与えた影響は少なくないであろう。このようにして構築さ 関する考証 案」であり、そこでは 建議案」でも考えに変化は見られない。 議院議員の大津淳 れた壬辰組の神祇官論は、 前 0 述した『隨在天神』 積み重ねが、壬辰組による神祇官論 帝国議会に建議案が提出される。 一郎が明治二十七年六月の第五回 神祇官興復運動に賛同した代 誌上での神祇官や八神 この翌年、 0 形成に 蒂 国

明治二十八年の第六回帝国議会での「神祇官興復に関する 官八神殿での臣下による祭祀の整備の必要性を唱えており、 楽が明治二十二年に作成した「神祇官ヲ興サ いて十三項目に分けて説明しているが、 論説「神祇官ニ関スル希望」(無記名)は神祇官の制度につ 定できないものも多い。ただし、 うに変化しているのである。 下の祭祀を行う場としての神祇官の設置の必要性を説くよ 貴族院に提出したのが「神祇ニ関スル独立官衙設置ノ建議 べき理由として、「宝鏡奉斎の神勅」に由来した宮中賢所 の中の 『隨在天神』の論説欄は無記名のため執筆者 「神祇官所掌大要」で示したものと同一であ 「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣 百六十三号に掲載された その 河目は 4 コ 1 例えば衆 丸山 丸山が - ヲ請 0 作 特 議

> や 神 5 ŋ 丸山は惟神学会の中心人物の一人であり、 幹事長としている記事が確認できる。 を見ていくと、 各項目を説明し 論説の執筆者は丸山と推定される。 丸山を惟神学会の会長としている記事 てい る文章もほぼ共通していることか このことから 「隨在天神」 また『隨在天

お ゎ ij

論説執筆者でもあったと思われる。

多くの代議士 国議会で建議を通すことが最大の関門となっていた。 官興復運動ではそれまでの神祇官復興運動とは異なり、 検討することが本稿の目的であった。明治二十年代の る構図とは大きく変化したものであった。この変化につい 神祇官 二十二年の神祇官に関する意見書に見られたような宮中に 祇官論を主張している。これは明治十四年の大教官構想や した臣下による祭祀を行う場所として八神殿を想定した神 丸 同時期に展開していた神祇官興復運動との関 山作楽は明治二十九年に「神籬磐境の神勅」を根拠 (大教官)を設置し、天皇のもとに祭祀を集中させ (衆議院議員) の賛同が必要となり神職によ 込わり から

壬辰組は神祇官に関する輿

その過程で指

導団体 論

・壬辰組が結成される。

の構築に努め、

「神籬磐境の神勅」に依拠した神祇官論

る代議士への説得活動が全国各地で展開

会・壬辰組の両組織に関与した人物の存在や、 は明治二十三年にすでに確認できる。 を掲載しており、「神籬磐境の神勅」に基づいた神祇官論 あった。惟神学会では雑誌『隨在天神』にて明治二十三年 興復運動に呼応し、 よる神祇官に関する輿論の構築など明治二十年代の神祇官 このように見てみると、丸山の神祇官論の変化は壬辰組に 人であり、『隨在天神』の論説執筆者であったと思われる。 くないであろう。また丸山作楽も惟神学会の中心人物の一 重ねが、壬辰組による神祇官論の形成に与えた影響は少な 『隨在天神』誌上での神祇官や八神殿に関する考証 務所が同地に置かれていたことを鑑みるに、このような の創刊当初から神祇官や八神殿に関する論説や考証の記事 自宅に置かれていたが、それは惟神学会事務所と同地で を構想している。この壬辰組の事務所は庶務 雑誌 『隨在天神』で深江らと神祇官に 深江という惟神学 ・深江遠廣 両組織の事 血の積み 0

した側面もあるだろう。事実、丸山が「神籬磐境の神勅」目指す神祇官に関する意見を両院で統一させることを企図神祇官設置に関する建議案を貴衆両院で通すため、設置をてより確実に神祇官の設置を実現させるため、具体的にはさらに付言すれば、議会政治の始まった近代日本におい

考えられる。

関する考証作業を積み重ねることで生じたものであったと

より確実に実現させるために生じたものであったとも理解化は議会政治という新たな時代に対応し、神祇官の設置をも多数の賛成を得て可決されている。丸山の神祇官論の変官の設置の必要性を強調する建議案を提出し、両院いずれ郎や早川龍介らが「天壌無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」郎や早川龍介らが「天壌無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」のとり、「大学」とした。大津淳一との、「大学」という新たな時代に対応し、神祇官の設置を求める建議案を貴族院議会に提出を根拠に神祇官の設置を求める建議案を貴族院議会に提出を根拠に神祇官の設置を求める建議案を貴族院議会に提出を根拠に神祇官の設置を求める建議案を貴族院議会に提出

註

できよう。

- (1) ちなみに丸山はその前年、明治三十二年八月十九日に没て丸山作楽の名前がみられる。 マ丸山作楽の名前がみられる。 かんだ は では神社局の設置に際し、多年尽幸した先輩諸氏の慰霊祭を斎行している。神祇官興復運動の過程で結成された全国神職で丸山作楽の名前がみられる。
- 究集録』第二十七輯(平成二十五年)。 拙稿「丸山作楽の祭政一致観に関する一考察」『神道研

3

- (弘文堂、平成十九年)。 (弘文堂、平成十九年)。 (弘文堂、平成十九年)。 (弘文堂、平成十九年)。 (弘文堂、平成十九年)、藤聖徳記念学会紀要』復刊第三十五号、平成十四年)、藤聖徳記念学会紀要』復刊第三十五号、平成十四年)、藤田大田(田家神道における「神」観の成立」(『明治
- (4) 当該分野の先行研究の主要なものは以下の通りである。

と展開―』弘文堂、平成十八年)、 ける ける祭教分離論」(『国家神道再考―祭政一致国家の形成 合科学研究所、平成四年)、前掲佐々木「国家神道にお 新版平成十八年)、佐々木聖使「明治二十三年神祇官設 家神道とは何だったのか』(神社新報社、 增補改訂版昭和六十一年)、葦津珍彦著·阪本是丸註 四年)、神社新報社 神道文化会、 復運動における神職の活動」(『明治維新神道百年史五巻 (『國學院大學日本文化研究所紀要』二十三輯、 (神祇官復興同志会、昭和十八年)、葦津大成「神祇官興 運動と山田顕義」(『山田顕義 「神」観の成立」、齊藤智朗「帝国憲法成立期にお 国会開設前後に於ける神祇官興復運動 昭和四十一年)、藤井貞文「神祇官復興論 昭和十六年)、小室徳『神道復興史 『近代神社神道史』 人と思想』日本大学総 前掲藤田「明治期の (昭和五十一年、 昭和六十二年、 昭和四十

6

ことには批判もあり、学者や神職などの間でも賛否が分れているため、八神奉斎を神祇官設置問題と関連させるという特色の見られることを指摘し、さらに明治初年している(藤田大誠「国家神道体制成立以降の祭政一致 している(藤田大誠「国家神道体制成立以降の祭政一致 している(藤田大誠「国家神道体制成立以降の祭政一致 高手考」、前掲藤田「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離」参照)。また、八神奉斎論は神祇官復興運動の指標となるも、八神が宮中三殿の神殿において祀られているため、八神奉斎を神祇官設置問題と関連させる。

5

祭政一致論・国民教導と祭教学分離

掲藤田「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離」)。て神祇官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、て神祇官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、て神祇官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、て神祇官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、て神武官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、て神武官神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮賣神・御殿」の八座とされていた、「田本書紀」神殿」の復興については「あくまで「八神」(『日本書紀』神田の神殿については「あくまで「八神」(『日本書紀』神殿」の「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離」)。

(7) 明治五年八月八日の法令で全ての神官が教導職に補せられる。

8

田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『明治建白書田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」『近世・近談書が阪本是九「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『明治建白書田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『明治建白書田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『明治建白書田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」『明治建白書

明治六年二月二十二日「郷村社祠官祠掌給料民費課出代神道論考』〈弘文堂、平成十九年〉に所収)。

9

模での財政再建政策がある。 様での財政再建政策がある。 に、人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日 「府県社神官の月給を廃し、郷社同様人民の信仰に任せ給与すべき件」と十二年十一月十一日「府県社以下祠官給与すべき件」と十二年十一月十一日「府県社神官の月給を廃し、郷社同様人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日廃し、人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日廃し、人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日廃し、人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日

- (10) 前掲『近代神社神道史』、一〇〇頁。
- (吉川弘文館、昭和五十二年)参照。(1) 祭神論争については藤井貞文『明治国学発生史の研究』
- (12) 藤井貞文「祭神論の由来」(『国史学』第三十五号、昭(三月号75年) 甲系ヨーニ名) 参用

和

- 月、内務省一「神官教導職区分ノ件」。(13) 国立公文書館所蔵『公文録』第二十三巻、明治十五年一十三年)、一頁。
- (4) 前掲齊藤「帝国憲法成立期における祭教分離論」、二二
- (15) 同右参照。
- (16) 前揭藤井「神祇官復興論」、四十—四十一頁。
- 治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離」。(17) 佐佐木高行の明治二十三年の意見書など。前掲藤田「明

18

研究所編『國學院黎明期の群像』平成十年)。作楽と同時に一年)や木野主計「丸山作楽」(國學院大學日本文化に近代文学研究叢書第四巻』昭和女子大学光葉会、昭和に取扱った昭和女子大学近代文化研究室「丸山作楽」(吉川弘文館、昭和五十四年)、入江湑『丸山作楽』(さくら会、川弘文館、昭和五十四年)、入江湑『丸山作楽』(吉(忠愛社、明治三十二年)、丸山作楽「園学史上の人々』(吉)、丸山作楽に関する伝記としては丸山正彦『丸山作樂傳』)、丸山作楽に関する伝記としては丸山正彦『丸山作樂傳』

23

『明治国学発生史の研究』、五〇六頁。

- 活動を扱った宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究 育』吉川弘文館、 として漢学と対立した作楽の行動を扱った大久保利謙 二年に創設された東京の大学校において、国学派の先鋒 阪本是丸 『明治維新と国学者』 (大明堂、平成五年)。 角田忠行との交友関係から、 した前掲藤井『明治国学発生史の研究』。平田 十八年五・六月号)。祭神論争に於ける作楽の活動に言及 権論・立憲思想等を中心として―」(『國學院雑誌』 昭 示した阪本健一「丸山作楽と福沢諭吉―神祇官問題・民 代に活躍した福沢諭吉とを比較することで両者の思想 (二)」(『崎陽』二号、平成十六年) 等が主なものであろう。 (岩波書店、平成十一年)や盛山隆行「丸山作楽の研究 一)」(『崎陽』創刊号、平成十三年) 同 一学内における国・漢両派の対立と抗争」(『明治維新と教 熱田神宮改造計画への作楽の関与について扱った 昭和六十二年)。役人、外交官としての 明治四年の平田派国事犯事 「丸山作楽の研究 同門である
- (20) 常世長胤『神祇官沿革物語』(國學院大學図書館蔵)参照。(19) 前掲入江『丸山作楽』、十五頁。
- (21) 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(前掲『幕末維新期の(21) 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(前掲『幕末維新期の(21) 宮地正人「廃藩置県の政治過程の政治史的考察」(『ヒと国学者』) ではその通説的考えとはまた異なる可能性だが阪本是丸「角田忠行と明治維新」(前掲『明治維新だが阪本是丸「角田忠行と明治維新」(前掲『幕末維新期の(21) 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(前掲『幕末維新期の(21) 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(前掲『幕末維新期の

- $\widehat{24}$ 同 に協力したのかも知れない。 楽・岩倉とは旧知の仲であり、 による宮中三殿遥拝を具体的に述べている。矢野・作 の名も有る。 「勅祭祭神説」を岩倉に答申しており、その中で勅裁 五九八頁。なお、 矢野は政府の諮問を受け明治十三年十二月 勅裁論の発議者として矢野玄道 考証学に強い矢野が作楽
- 25 良夫・宮地正人 『日本近代思想大系五 宗教と国家』 (岩 官の構想」(『神道宗教』六十二号、昭和四十六年)、 いては阪本健一に依る。 (国書刊行会、昭和五十八年)、 「大教官設置建言書」は阪本健一『明治神道史の 昭和六十三年)に所収。なお提出した日時につ 藤井貞文「大教官・大礼 が研究」 安丸
- 26 八九頁)と指摘されている。 『国家神道形成過程の研究』 のである。」(阪本是丸「神社非宗教論と国家神道の形成」 も含んだ政教分離への方向はもはや確実な路線となった 神社との関係を急速に薄めるようになり、 大久保利通、伊藤博文が内務卿在任中に、 〈岩波書店、平成六年〉、二 神道・神社を 国家は神道
- 27 註(9)参照。
- 28 なお大教官の設立は実現しなかった。以降政府内部で 成過程の一考察」(共に前掲『山田顕義』)参照 木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ」同 「祭官」や「大礼官」等の官衙構想が進められる。 国家神道形 佐々
- 年(約三十一万部)と推移している。ちなみに改進党系の 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』(至文堂、昭和三十六 (約二十八万六千部)、十六年(約三十四万八千部)、 なお、 明治日報の年間発行部数は明治十五年

29

- 四万部)、十六年(約二百二万部)、十八年(約百七十一万 帝政党と成島柳北―『朝野新聞』雑録との関連から―. 年)、大日方純夫「立憲帝政党の結党をめぐる基礎的考察 帝政党関係覚え書」(『歴史学研究』 三四四号、昭和四十四 部) と推移している。 帝政党に関しては、 高木俊輔 「立憲 新聞である「郵便報知新聞」 は明治十五年 (約約二百四 (大濱徹也編 『国民国家の構図』 雄山閣、平成十一年)参照 "日本史研究』(二四〇号、昭和五十七年)、乾照夫「立憲
- 今泉定介『今井清彦翁小伝』(大正九年)参照 国家と宗教』東京大学出版会、平成十一年)参照 山口輝臣 「神祇官設置運動と「神社改正之件」」(『明

30

31

- 32 前掲『近代神社神道史』、一一一―一二三頁。
- 33 前掲葦津・阪本『国家神道とは何だったのか』、九十八頁
- 34 使 多く居た。分離・非分離両派の運動については佐々木聖 但し神官の中には神官教導職の非分離を主張する者も数 田顕義』)参照。 「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」(前掲
- 前掲塙『神祇官興復運動』を主に参照。
- 36 35 津田茂麿 『明治聖上と臣高行』(原書房、 昭和四十五年
- 38 37 阪本是丸一国家神道体制の成立と展開」 前揭塙、 義—』弘文堂、 問題と井上毅」 五頁。 平成十八年)参照。 また齊藤智朗「明治二十三年神祇院設置 (『井上毅と宗教― -明治国家形成と世俗主 前掲 国 [家神 渞
- 39 明治三十年九月~三十一年七月まで社寺局に勤めていた 清水は後年次のように語っている。 形成過程の研究 参照。

年)))

年「貴族院建議神祇ニ関スル官衙設置ニ関スル件」。(4) 国立公文書館所蔵『公文雑纂』第三十一巻、明治二十九

41

49

そ政治に関せむと気取れるものあり。国学者中其熱

挺して尽さむとするものに乏しく、我は学者たり何

しておのれの利害に汲々として、

曾て斯道の為身を国学者は無気力に

(神祇官再興に対して―筆者注)

心なるは宮地厳夫渡邊玄道深江遠廣等の諸氏ありし

のみ。(二三二頁)

頁) 江氏の遠逝と共に廃刊したるは惜むべし。(二四○ 江氏の遠逝と共に廃刊したるは惜むべし。(二四○ 江氏の遠逝と共に廃刊したるは惜むべし。(二四○ 深江遠廣氏を助け『惟神』といへる雑誌を発刊し、斯

- (42) 『隨在天神』一五六号(明治二十三年七月十二日)「惟神
- (43) 『隨在天神』一五九号(明治二十三年九月五日)「会告」。
- (4)『隨在天神』一六六号「深江遠廣転居広告」、一六七号(4)『隨在天神』一六六号「深江遠廣転居広告」、一六七号(4)『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)参照。
- (46)『隨在天神』一九〇号(明治二十四年十二月廿日)「会告」。「金子磐臣「謹賀新年」。
- 治二十八年九月二十五日)「広告」。
 号(明治二十六年三月五日)「移転広告」、二三七号(明一九八号(明治二十五年五月五日)「特別広告」、二〇八〈幻〉『隨在天神』一九三号(明治二十五年二月五日)「会告」、
- 論説、丸山正彦「精神と体力」参照。(48) 『隨在天神』二三八号(明治二十八年十月二十五日)の
- うであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至真箇機関雑誌の職務を尽さん」との考えを持っていたよ自身が『隨在天神』の誌面改良を検討していたようで、国の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(無記名)。なお深江が病床に臥す前には深江題の趣旨」(本記名)。なお深江の健康不良のため実現には至りであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至りであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至いたようであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至りであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至りであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至いたようには、または、

ほかにも神職の教派神道教師の兼務問題についてもしば しば紙面を割いて論じている。『隨在天神』編集者の立 十八年七月二十五日)広告「本誌改良業務拡張の方針」)。 らなかったようである(『隨在天神』二三五号 (明治二

61

- 50 二月五日) 師辞職の統計」『隨在天神』一六五号(明治二十三年十 には多くの兼務神職がいたことが紙面からも分かる(「教 場は基本的には兼務を批判するものであったが、現実的 など)。
- 52 51 『隨在天神』一五九号 『隨在天神』一七四号 (明治二十四年四月廿日) 雑報「合 (明治二十三年九月五日) 「会告」。
- 53 併報告」。 『隨在天神』一七五号 (明治二十四年五月五日)
- 54 「隨在天神』一八九号 『近代神社行政史研究叢書V』所収)参照。 [『]全国神職会沿革史要』(全国神職会、 (明治二十四年十二月五日) 昭 和十年。 の寄書 前掲
- 55 末の宮中三殿の由来を記している箇所にも同様の見解が 深江遠廣 井上頼文「かむながらを読みて」。 『祝祭日略解』(惟神学会、 明治二十四年) 巻
- 56 報「本会編集者青山景通翁逝く」。 『隨在天神』一九〇号(明治二十四年十二月二十日) 雑

確認できる。

- 57 『隨在天神』一九一号 祇官復興の運動」。 (明治二十五年一月五日) 雑報 神
- 58 『隨在天神』二〇五号(明治] 神祇官件各代議士の模様」。 一十五年十二月五 日 雑 報

59

『隨在天神』二〇〇号

(明治二十五年七月五日)

雑報

研研

神祇官設置に関する建議の通過過程に関しては山 前掲佐々木「国家神道における「神」観の成立」参照。 論説「軍人ノ前途」。 「会長の亡友祭」、一八六号 一所収) 参照。 (明治二十四年十月二十日 ・神祇官設置」 (前 揭 明

- 60 『隨在天神』 二〇〇号 (明治二五年七月五日) 通
- り、壬辰組と連携した運動の展開を決定している。 ル院外運動ヲ為シ神祇官復興ノ目的ヲ達スヘキ事」とあ 不少委員ヲ出京セシメ壬辰組ト相提携シ第四議会ニ対ス 員ノ賛成ヲ得連合各県神官及有志代表者ヲ一県一名ヨリ れた決議には、「氏子団結ヲ鞏固ニシ各県選出衆議院議 から深江が出席し、演説を行っている。連合会で採択さ 北西海連合会」、二〇三号(明治二十五年十月五日) 『隨在天神』二〇二号(明治二十五年九月五日)雑報 「東北神官連合会」参照。東北神官連合会には壬辰組 雑
- 『隨在天神』二〇二号(明治二十五年九月五日) · 壬辰組賛助金已納諸君」。 巻末の

62

63

- 祇官復興件」。 『隨在天神』二一〇号(明治二十六年五月五日) 雑報 神
- 64 [隨在天神] 二二一号 (明治二十七年五月二十五日) 雑
- 「神祇官
- 前掲『壬辰組講究録』。

66 65

67

- 『隨在天神』一六五号(明治二十三年十二月五日)
- 古社寺保存・社寺上地林還付

68

. 明治聖徳記念学会研究嘱託